

これは支援法のカタチなのか？

平成26年9月26日公表

対象地域は中通りと浜通りだけ？

「無償」から「有償」への切替え！

これで救われる人はごく少数！

いつまで？なのかが不明

守るものは「公営住宅制度」？

支援法は根本的施策を
求める基本法なのに！

大阪府営住宅の避難者に届いた書類

誓約書

大阪府知事様

必要書類
・大阪府営住宅等一時使用期間延長申請書
・誓約書
※必要書類は、両面印刷1枚になっています。

私は、東日本大震災の被災者です。

私が、このたび一時使用を許可される大阪府営住宅施設等につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

また、住宅の保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合や、迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や損害を与えた場合は、住宅の明渡し勧告に従います。

退去後の住宅内にもし残置物があった場合、その所有権を放棄します。この場合、大阪府から残置物の処分又は廃棄に要する費用を請求されても異議はありません。

災害救助法の運用原則の見直しを！

旧・災害救助の5原則

- ① 平等の原則
- ② 必要即応の原則
- ③ 現物支給の原則
- ④ 現在地救助の原則
- ⑤ 職権救助の原則



新・災害救助の6原則



日弁連の意見書

現状(災害救助法)

自然災害に適用されてきた制度と運用。
通常は、すぐに復旧・復興計画。1年更新でも先が見え、不安少ない

いつまで避難できるかわからない暫定的生活健康不安。生活再建場所・方法が見えない

毎年1年毎に延長され不安定。将来を見据えられない。生活再建×

原則：転居×
結婚・出産で避難したくなくても今から避難×

実施主体が都道府県当事者意識に欠ける面があり支援に濃淡

災害救助法による
対応からの転換



原発事故の性質に合った
仮設住宅等の法律

実態に合った新法

生活再建場所・方法が見えなくても、避難生活が安定することにより、不安・負担を軽減。

避難生活の安定で、困難な問題(帰還や移住など)と向き合うことができる&再避難の保障で帰還選択の不安軽減

相当長期化&意向や実態に応じた更新

転居○
今からの避難&そして再避難○

国による安定かつ充実した支援。地域特性に合わせた上乘せ支援